

■ 工事請負契約における単品スライド条項の運用変更について

工事請負契約書第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、平成20年7月8日付けで長野県に準じた運用を開始し、平成20年9月25日付けで対象品目の拡充、平成21年3月12日付けで減額単品スライド条項の運用を開始しています。

今般の資材価格の高騰に鑑み、国土交通省及び県の運用の一部変更に基づき、本市の運用を令和4年6月27日付けで次のとおり県に準じて変更を行いましたので、ご確認ください。

■ 【変更内容】

- (1) 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- (2) 鋼橋上部工工事特有の商慣習により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- (3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨る維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

■ 1 単品スライド条項について

単品スライド条項とは、工事請負契約書第26条第5項に基づき「特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適當となったとき」に、契約金額の変更を請求できる措置です。

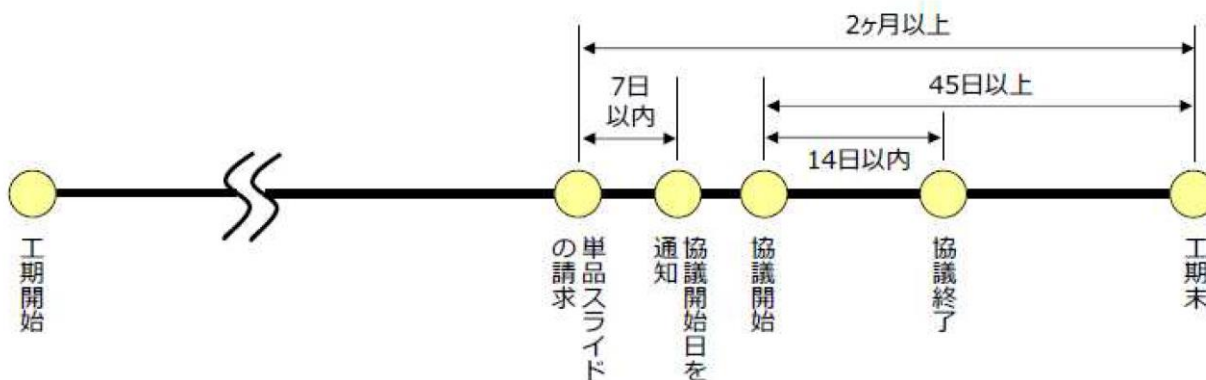
■ 2 適用対象

残工期が2ヶ月以上あるすべての工事を対象とする。ただし、単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができます。

■ 3 単品スライド条項の請求

- (1) 工期内で必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までに請求を行ってください。
- (2) 請求は書面により行うこととしますので、工事担当課に、別添「様式-1」を提出してください。

<単品スライド請求のスケジュール(イメージ)>



※ 単品スライド条項の運用にあたっては、長野県が作成した「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル」に準じ行うこととします。